

## 特許事務所・特許業務法人の在り方について（1） (大規模事務所)

### 1. 検討の背景

我が国企業の海外における事業活動を知的財産の側面から支え、また、企業や大学が有する優れた技術等を発掘し、保護・活用していくために、それを中心となって支援する特許事務所・特許業務法人（以下、単に「特許事務所」という。）には、次の2つの異なる機能が求められる。

1つは、外国の制度・実務に精通し、最先端の技術にも対応できるといった、高度化かつ多様化したニーズに対応する能力を備えた総合病院のような特許事務所であり、もう1つは、自社内に知的財産の専任者を持つ余裕のない中小企業等が、社外知的財産担当者として活用できるかかりつけ医のような特許事務所である。こうした機能の異なる特許事務所が相互にネットワーク化し連携するとともに、弁護士や中小企業診断士のような他士業とも協働することにより、多様かつきめ細かなサービスを提供していくことが求められていると考えられる。

このうち、総合病院型の特許事務所を実現するためには、弁理士個人の資質向上だけでは対応できる範囲に限界があり、個々に高い専門性を有する弁理士が集まってある程度大きな規模の事務所を構成することが必要である。

この点に関し、特許業務法人に所属していた弁理士の異動について、利益相反規定が過度の制約となっているとの指摘がある。

### 2. 利益相反規定について

#### (1) 問題の所在

弁理士は、かつて特許業務法人の業務に従事していた期間内に当該法人が関与した事件については、その弁理士自らが当該事件に関与していたか否かに関わらず、また、特許業務法人の情報管理の実態とは無関係に、一律、関与することが禁止される（弁理士法第31条第6号、第7号）。

また、特許業務法人の社員は、かつて別の特許業務法人の業務に従事していた期間内に当該法人が関与した事件についても、その弁理士自らが当該事件に関与していたか否かに関わらず、また、特許業務法人の情報管理の実態

とは無関係に、一律、関与することが禁止される（同法第 48 条第 3 項第 5 号、第 6 号）。

特許業務法人制度の創設以降、下表のとおり、特許業務法人数、法人に所属する弁理士数及び特許業務法人当たりの弁理士数は増加している。これに伴って、前者の規定により、独立後の弁理士の業務範囲が必要以上に制限され、弁理士の特許業務法人からの独立が阻害される可能性が高まっており、また、後者の規定により、特許業務法人間における弁理士の異動の流動性が低下し、特許業務法人の集約化等が阻害される可能性が高まっている。

いずれの場合においても、クライアントが弁理士を選択する際の選択肢が必要以上に狭められる可能性が高まっている状況にある。

特許業務法人と特許業務法人所属者数の変化

	平成 14 年	平成 24 年	増加率
特許業務法人数	18 法人	177 法人	約 10 倍
法人に所属する弁理士数	78 人	1437 人	約 20 倍
特許業務法人当たりの弁理士数	4.3 人	8.1 人	約 2 倍

（出典）日本弁理士会 JPAA ジャーナルを基に事務局作成

一方、弁護士法は、法人が関与していた事件について、自らが関与していなかった場合には、当該事件について、独立後は禁止の制限が及ばない旨の規定を置いている<sup>1</sup>。

司法書士法、土地家屋調査士法、社会保険労務士法においても同様である。

## （2）対応の方向性

大規模特許事務所におけるチャイニーズ・ウォール<sup>2</sup>・ルールの明確化等、必要な手当を行うことを前提に、特許業務法人に所属していた弁理士の異動について利益相反規定が過度の制約とならないよう見直しを検討することが必要ではないか。

<sup>1</sup> 具体的には、「～事件であって、自らこれに関与したもの」という限定をかけている。

<sup>2</sup> 一般的には「企業の非公開情報を知り得る立場にいる引受部門等と、投資家に銘柄選定のアドバイスをする営業部門等の間に情報の壁をつくるため、両部門を異なる場所に離したり、管理体制を徹底するなどの物理的な隔壁のこと」である（出典：日本証券業協会 HP）。ここでは、事件に関与した弁理士とそれ以外の弁理士との間に、当該事件に関する情報が流通しないように設ける情報障壁の意味で用いている。

### 3. その他の必要な手当について

弁理士が業務を受任する際、依頼者と弁理士との信頼関係が最重要であることに鑑み、利益相反規定の見直しに当たっては、特許事務所内のチャイニーズ・ウォール・ルールの明確化等を徹底し、それを依頼者に開示する必要がある。弁理士会において、他の士業の取組等を参考に、自主ルールを定める等の対策を取る必要があるのではないか。

なお、自主ルールの策定に当たっては、例えば、日本弁護士連合会は、特許事務所内における複数の弁護士間における利益相反の取扱いについて自治ルールを定めており、これに反する者に対しては懲戒等の手続をとっていること等が参考となるのではないか。